

議案第8号

勝山市税条例の一部改正について

勝山市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年6月13日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、勝山市税条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市税条例の一部を改正する条例

勝山市税条例(昭和 29 年勝山市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 (略) 2～25 (略) (新設)</p> <p>26 (略)</p>	<p>附 則 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 (略) 2～25 (略)</p> <p><u>26 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成 30 年法律 25 号)第 38 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第 15 条第 47 項に規定する機械装置等にあつては、零)とする。</u></p> <p>27 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、生産性向上特別措置法(平成 30 年法律 25 号)の施行の日から適用する。